

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

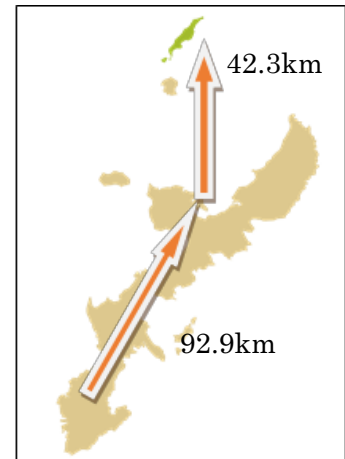
I 現状

地理的概要

伊平屋村は沖縄本島北部に位置し、那覇空港より陸路とフェリー線を使い、約3時間強の位置にある。今帰仁村の運天港から1日2便のフェリー船で繋がっており、約1時間20分の距離にある。面積は伊平屋島20.59 km<sup>2</sup>、野甫島 1.06 km<sup>2</sup>の二つの島で構成されている。北から田名区、前泊区、我喜屋区、島尻区、野甫区と5つの区があり、タンナ岳(236m)、後岳(231m)、前岳(178m)、アサ岳(218m)、腰岳(227m)、賀陽山(294m)、阿波岳(212m)と7つの山々が連なり、島の55%が森林で占められている。

島内人口は、平成24年の1,299名から、1,213名(令和4年7月現在)と10年で86名減少。減少率6.6%となっている。

【沖縄本島と伊平屋島の位置図】



(1) 地域の災害リスク

(台風)

沖縄県が大規模な被害を受けた台風を事例に、当村においても同規模の災害を想定するものとする。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

<事例想定1:台風第14号 フェイ>

来襲年月日	昭和32年9月25日、26日
最大風速	47.0m/s
最大瞬間風速	61.4m/s
降水量	70.7mm
死傷者・行方不明者	193名(うち死者及び行方不明者131名)
住宅全半壊	16,091戸

<事例想定2:第2宮古島台風>

来襲年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s
最大瞬間風速	85.3m/s
降水量	297.4mm
傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

<事例想定3:平成15年 台風第14号 マエミー>

来襲年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s
最大瞬間風速	74.1m/s

降水量	470.0mm
死傷者・行方不明者	94名(うち死者1名)
住宅全半壊	102棟(うち全壊19棟)

＜事例想定4:平成24年 台風第17号＞

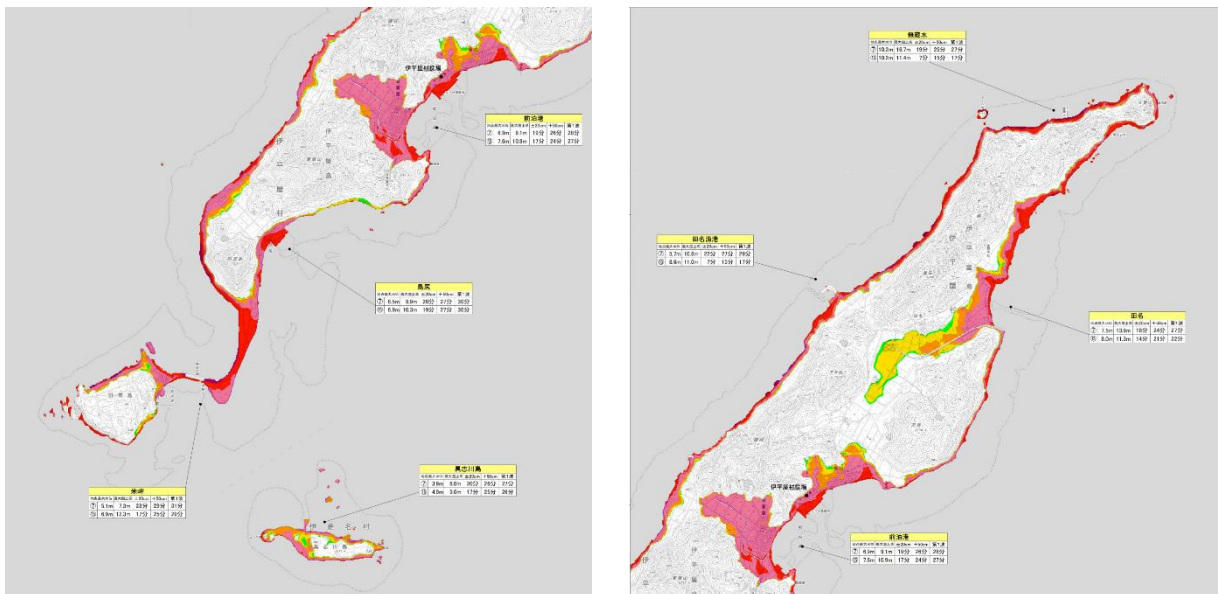
来襲年月日	平成24年9月28日、29日
最大風速	35.6m/s
最大瞬間風速	57.4m/s
降水量	97.5mm
村内死傷者	0名
村内住宅	全壊18、半壊4、部分231

(伊平屋村地域防災計画より)

(津波浸水)

当村では、津波浸水想定について沿岸の低地部の津波被害の危険性が高くなっていること、想定される最大級の津波が地震発生から27分で前泊港に第1波が到着することを仮定している。この「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合を想定しており、浸水の区域(浸水域)と深水(浸水)の両方面で想定している。

沿岸部に所在する事業所は宿泊業や飲食業・小売業を始め、当村の主要事業所が立地しており津波浸水災害に対する備えが必要であることが分かる。



(沖縄県津波浸水想定より)

(地震)

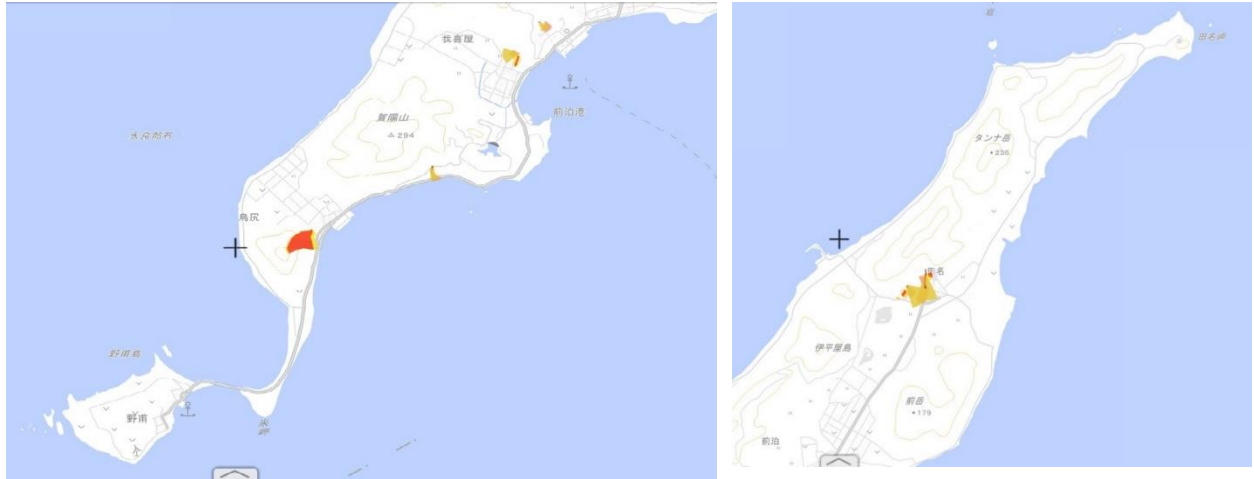
当村では 沖縄県から示された第5次地震防災緊急事業五箇年計画に記載された地震規模を想定している。平成25年に実施された地震被害想定においては、海域を震源とする12地震、内陸の活断層等を震源とする地震8地震、計20地震の想定地震を対象とした。

死者数は、沖縄本島南島沖地震3連動のケースが最も多く約1万1千人、次いで沖縄本島南東沖地震約9千人となり、そのほとんどは津波によるものである。また、津波のない想定では、沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最大、約450人である。

建物被害(全壊)についても、沖縄本島南島沖地震3連動のケースが最も多く、約5万8千棟、次いで沖縄本島南島沖地震で約3万7千棟となり、その多くが津波によるものである。また、津波のない想定では沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最大、約3万3千棟である。ライフラインについても沖縄本島南東沖地震3連動の被害が最も多く、断水人口は約77万6千人、停電軒数は約22万4千軒に上る。

(土砂災害)

土砂災害では、急斜面地の崩壊による災害を想定している。伊平屋村の地理は7つの山々が連なった起伏の激しい地形となっている。土石流及び地滑りの危険性が高い箇所は、田名地区、我喜屋地区、島尻地区となっている。



(ハザードマップポータルサイトより)

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国のかつ急速なまん延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の現状

- ・ 商工業者数 66人(平成28年度経済センサス活動調査)
- ・ 小規模事業者数 40人(平成28年度経済センサス活動調査)

【内訳】(平成28年度経済センサス活動調査より集計・編集)

業種別の商工業者について

業 種		商工業者数	小規模事業者数
商工業者	建設業	7	2
	製造業	13	8
	卸売業・小売業	17	8
	宿泊・飲食サービス業	14	14
	生活関連サービス・娯楽業	4	4
	その他	11	4
合 計		66	40

上記のことから、卸売業・小売業、宿泊・飲食サービス業で全体の約半数を占めている状況である。

数年におわたる新型コロナウイルス感染症の影響や軽石被害により業状に関しては厳しい状況となっているが、渡航制限解除や軽石被害の改善、修学旅行生の民泊受け入れ再開等、入域観光客数が増加傾向にあり、宿泊・飲食サービス業を中心に新型コロナウイルスまん延前の活気が戻りつつある。

### (3)これまでの取組

#### 1)伊平屋村の取組

- ・伊平屋村地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災無線の全戸設置及び村内全域屋外拡放器設置
- ・防災備蓄倉庫の整備
- ・消防団組織の定期的な強化訓練、勉強会
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染対策及びワクチン接種の推進

#### 2)当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの広報

## II 課題

現状では、緊急時の取り組みについて明文化されておらず、漠然的な認識にとどまっており協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応について議論も行っていないことから、対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する十分な助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りとなっている。

## III 目標

当村における気象条件、地形・地勢等の自然条件や住宅の立地状況等の社会的条件から起こりうる災害の災害時の被害軽減と早期の事業再開を図るため下記を目標に掲げる。

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・当村の「地域防災計画」に基づき、発災時、非常時における地区内小規模事業者の被害等の連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### (1)事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

#### (2)事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### <1. 事前の対策>

発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう体制整備を行う。

#### 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよび、その影響を軽減するための取組や対策(休業補償への備え、水害補償等の損害保険・共済加入)について説明する。
- ・村広報、商工会ホームページやSNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実行性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和5年中に作成する。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・損害保険会社と連携、専門家派遣を依頼。会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの開催や損害保険の紹介を実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・伊平屋村観光交通課および関係各課と必要に応じて年1回以上、情報共有を図り状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、村行政との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

### < 2. 災害後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後12時間以内に職員の安否報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当村で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

## 2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
職員自身の目視で命の危険を感じる災害況を把握し、出勤の可否判断を報告。職員自身はまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。  
(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

- ・ 本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

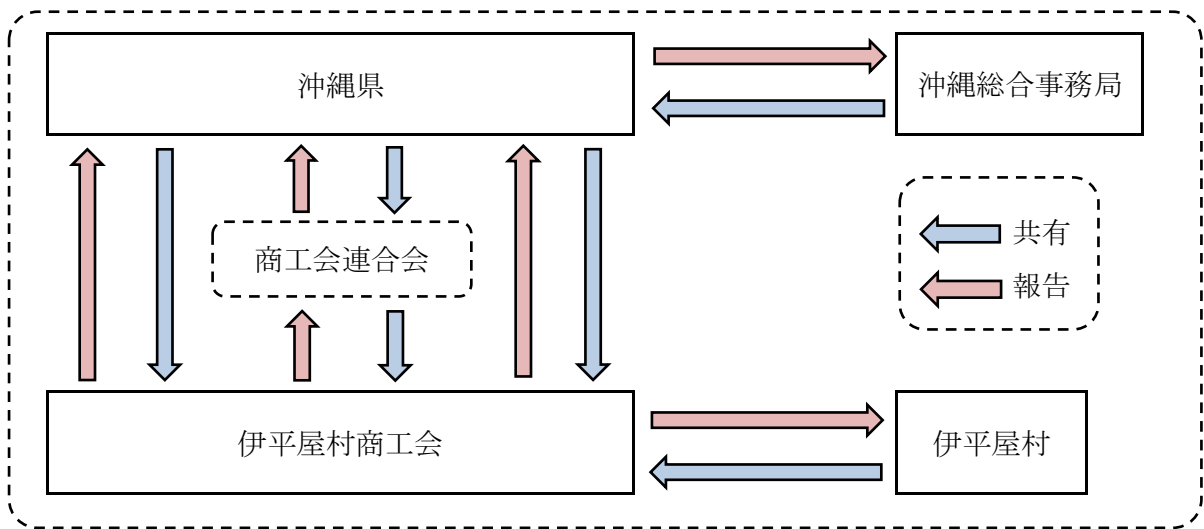
発災後～1週間	1日に2回以上共有する
1週間～2週間	2日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	3日に1回以上共有する
1ヶ月以降	都度、共有する

- ・ 県が策定する感染対策実施方針に基づいて取りまとめられた伊平屋村の感染対策を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・ 自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令等を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当村は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当村が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・ 当会は、別紙様式により被災情報を沖縄県へ報告する。
- ・ 感染者流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。

【発災時における指示命令系統・連絡体制】



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当村と相談して対応する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認し、必要な支援について当村へ報告する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、当村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

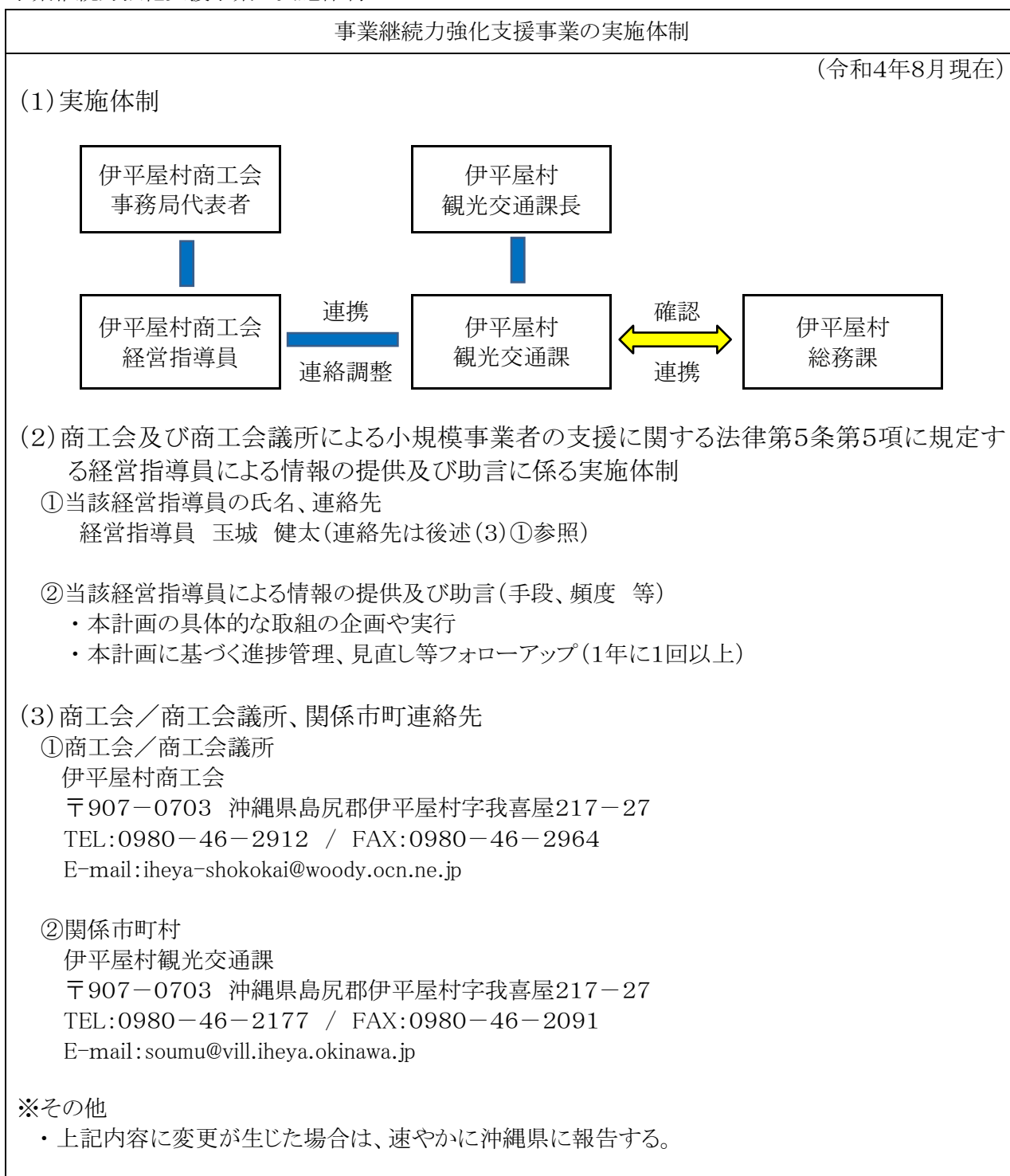
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣	150	150	150	150	150
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフレット・チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
商工会費、県補助金、村補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等